

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）及び5の項（2）アの市長が定める基準）</p> <p>第7条 条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）a及び5の項（2）ア（ア）の市長が定める仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ<u>（3）</u>及びロ<u>（3）</u>に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）b及び5の項（2）ア（イ）の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>（1）条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）bの申請 基準省令第<u>10</u>条第1項第2号に定める基準</p> <p>（2）略</p> <p>3 <u>条例第2条別表第7の5の項（2）ア（イ）aの市長が定めるモデル住宅法は、基準省令第1条第1項第2号イ（2）（i）及び同号ロ（2）に定める基準とする。</u></p> <p>（条例第2条別表第7の1の項（1）イ（イ）及び5の項（2）イの市長が定める基準）</p>	<p>（条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）及び5の項（2）アの市長が定める基準）</p> <p>第7条 条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）a及び5の項（2）ア（ア）の市長が定める仕様基準は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ<u>（2）</u>及びロ<u>（2）</u>に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）b及び5の項（2）ア（イ）の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>（1）条例第2条別表第7の1の項（1）イ（ア）bの申請 基準省令第<u>8</u>条第1項第2号に定める基準</p> <p>（2）略</p> <p>（条例第2条別表第7の1の項（1）イ（イ）及び5の項（2）イの市長が定める基準）</p>

改正後	改正前
<p>第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)</u>に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)bの申請(次号に掲げる申請を除く。) <u>基準省令第10条第1項第2号</u>に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 <u>基準省令第10条第1項第2号又は第3号ロ</u>に定める基準</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>3 <u>条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)aの市長が定めるフロア入力法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準とする。</u></p> <p>(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)aの申請(次号に掲げる申請を除く。) <u>基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 <u>基準省令第10条第1項第3号ロ</u>に定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1項第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準</p> <p>(3)略</p>	<p>第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)bの申請(次号に掲げる申請を除く。) <u>基準省令第8条第1項第2号</u>に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 <u>基準省令第8条第1項第2号又は第3号ロ</u>に定める基準</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)aの申請(次号に掲げる申請を除く。) <u>基準省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 <u>基準省令第8条第1項第3号ロ</u>に定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第8条第1項第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準</p> <p>(3)略</p>

改正後	改正前
<p>(4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(1)に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。)を用いる場合に限る。)又は前号に定める基準</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ) b及び5の項(2)ウ(イ)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ) bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第1項第1号に定める基準(前項第1号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第1項第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p>	<p>(4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(1)に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。)を用いる場合に限る。)又は同号ロに定める基準</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ) b及び5の項(2)ウ(イ)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ) bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第8条第1項第1号に定める基準(前項第1号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第8条第1項第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)</p> <p>(3)及び(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。